

令和 6 年 6 月 21 日現在

機関番号：32605

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20H01415

研究課題名（和文）ムスリム社会におけるマスラハ（福利）の実践 弱者の権利をめぐる比較研究

研究課題名（英文）Maslaha as practiced in Muslim societies: A comparative study with a special focus on rights of socially disadvantaged people

研究代表者

堀井 聡江 (Horii, Satoe)

桜美林大学・リベラルアーツ学群・教授

研究者番号：20376833

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 11,300,000円

研究成果の概要（和文）：代表及び分担研究者は、それぞれの担当地域・分野に応じて、現代ムスリム社会におけるマスラハ（福利）の実践的意義について考察した。堀井（代表）と小野はイスラーム法学研究の観点から、弱者救済のためのシャリーア（イスラーム法）の解釈・適用のメカニズムを分析した。岩崎はエジプトの貧困・食糧問題における福利の政策的実現とその影響について研究した。小野はチュニジアにおける子どもの権利と福利の関係を考察した。村上はトルコの家族・ジェンダー規範と福利の関係を明らかにした、細谷はイランの医療現場における福利の意義と実践について考察した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

古典イスラーム法学に由来するマスラハは、近代以降、シャリーアの再解釈の手段として着目され、理論面に關する多数の研究がある。だが、マスラハの立法論を超えた実践的な意義とムスリム社会における具体的な影響、また一般に西洋由来とされる人権等の価値原理との関係性についてはほとんど研究されていない。本研究プロジェクトは、イスラーム法学研究者とエジプト、チュニジア、トルコ、イランをフィールドとする多様な専門の研究者の協働により、マスラハが近代的な意味での福利や、社会的公正、人権といった概念と互換的あるいは相互浸透的に作用しながら、種々の社会的実践に影響を与えていることを解明することができた。

研究成果の概要（英文）：The project members carried out research in their respective fields with the purpose of exploring practical values of maslaha (welfare) in the contemporary Muslim societies. Horii (principal) and Ono focused on Islamic jurisprudence and analyzed its mechanism how the weaker party entitled remedies under the Sharia (Islamic law). Iwasaki investigated Egyptian social welfare policy regarding poverty and food security problems. Ono studied the relationship between the children's rights and their welfare in Tunisia. Murakami examined the family-gender norms as social welfare versus personal one in Turkey. Hosoya shed light on maslaha as practised in Iranian medical scene.

研究分野：イスラーム法学

キーワード：マスラハ シャリーア イスラーム法学 弱者の権利 エジプト チュニジア トルコ イラン

1. 研究開始当初の背景

本プロジェクトの構想は、日本中東学会第35回年次大会(2019年5月12日、於秋田大学手形キャンパス)の企画セッション5「ムスリム社会における弱者の権利：子ども・病者・貧困者」に遡る。同セッションは、中東諸国(チュニジア、イラン、トルコ)の社会問題に関して当該諸国の地域研究だけでなく、イスラーム法学研究の視点を加えて考察する試みであり、調査対象国にエジプトを加えて発展的に継続する契機となった。その際、これらの国々における弱者の権利や社会福利に関する政策・活動の共通の分析概念となり得るイスラーム法学上のマスラハ(福利)に着目した。

2. 研究の目的

本プロジェクトの全体の目的は、イスラーム法学におけるマスラハ(福利)について、従来の理論的な研究の枠を超え、現代ムスリム社会における弱者の権利の保護と関わる実践的な意義を動的に明らかにすることである。具体的には次の2つを目的とする。

第1に、エジプト(岩崎)、チュニジア(小野)、トルコ(村上)、イラン(細谷)における弱者(貧困者、子ども、女性、病者・障がい者等)に関する政策や社会運動を調査し、ここでの「権利」や「福利」(hak)の実践的意義とその近代のかつイスラーム的な重層性を明らかにする。

第2に、シャリーア(イスラーム法)による弱者の権利やその救済に関するイスラーム法学の歴史的な研究(堀井、小野)を通じて、第1の成果を総合的に考察する。

3. 研究の方法

本プロジェクトの特色は、調査対象国に関するフィールド調査に基づく地域研究と、文献学的方法に基づくイスラーム法学研究を組み合わせることである。前者については、コロナ禍による渡航制限下においては電磁的なアンケート調査やオンラインミーティング等の代替手段を用いた。後者については前近代のスナ派(ムスリム多数派)の四法学派(ハナフィー派、マーリク派、シャーフイー派、ハンバル派)および、必要に応じて12イマーム派(シーア派多数派)の法学書(刊本・写本を含む)を参照した。また、個々の研究成果の発信およびメンバー間での共有を目的として、公開研究会・シンポジウムを複数回開催した。

4. 研究成果

(1) エジプト(岩崎)

岩崎は、エジプトの貧困・食糧問題における福利について考察した。貧困はエジプトが抱える最大のリスクといえ、小麦を中心とする食糧を含む経済の対外依存度の高さや中間層の生活基盤の不安定さといった、国家・世帯レベルでの同国の脆弱性の原因となっている。岩崎はこのことに関連する、「アラブの春」(2010末~2012)の前後におけるエジプトの経済的・社会的諸相を明らかにしている。例えば、同国ではアラブ社会主義時代(1950-60年代)における国有企業重点化政策により私企業の発展が遅れていたが、近年では中小企業の集積によるプライベートセクターの発達が試みられている。ただし、こうした発達は雇用創出には至らず、特に若年層の失業率は高い水準にとどまっている。また、同国の基幹産業である農業については、政府による大規模な開発プロジェクトと農地の拡大傾向の継続により、水資源の枯渇により持続可能な発展が危ぶまれる状態にある。

以上を前提として、岩崎は「アラブの春」による政治的・社会的混乱、コロナ禍、さらにはロシア・ウクライナ戦争がもたらした同国の食糧危機の中、特に都市における貧困層の拡大に着目し、食糧補助金制度の改革がこれらの層に与える影響を分析した。この制度は他の多くの中東・アフリカ諸国に共通するが、社会福祉が未発達な同国においてほぼ唯一の再分配政策であり、アラブ社会主義時代に遡る。以来、補助金による安価な食糧や燃料の供給は国民の権利と認識され、その保障は「アラブの春」で掲げられた社会的公正と結びつけられた。だが、現スィーサー政権下では補助金の削減が進むと共に制度改革の試みが現実味を帯び、より根本的な社会的公正の実現手段が問われ、相克する福利の概念がみられる。

以上の研究の一環として、2021年11月20日に上智大学イスラーム研究センター(SIAS)との共催により、公開講演会「胃袋を満たす国家の戦略 戦後日本・インド・エジプトの事例から」を開催し、占領期日本におけるララ物資(郷戸夏子氏/国際基督教大学)、エジプトの食糧配給制度(井堂有子氏/(当時)日本国際問題研究所)、およびインドの公共配給制度(近藤則夫氏/日本貿易振興機構アジア経済研究所地域センター)の比較考察を行った。

(2) チュニジア(小野)

小野は、チュニジアにおける子どもの権利と福利について、同国の関係官庁・司法機関の調査をふまえて考察した。同国の子どもに関する基本法は長らく、他のアラブ諸国と同様にシャリーアを主要な法源とする家族法(「身分関係法」、1956制定)であった。だが1992年

における国連「子どもの権利条約(1989)」の批准を受けて「子ども保護法(1995)」が制定され、基本原則(1-19条)、虐待された子ども(20-67条)および非行少年(68-123条)の保護を定め、これに基づいて家族裁判官(51-167条)および子ども保護代理事務所(82-1112条)が設置されている。

同法によれば、以上を含む子どもの保護のためのあらゆる施策においては、「子の最善の利益」が尊重されねばならない。「子の最善の利益(マスラハ)」とは、これをシャリーアに基づく家族法規定の修正・調整原理としての国際的な人権思想に基づくものとする解釈と、むしろこうした近代的な価値観とイスラーム法を調和的に加味して判断されるものとする解釈に分かれる。小野は、関連諸機関・諸団体への調査を通じて、「子の最善の利益」の判断についてはとりわけ家族裁判官の裁量がきわめて大きく、その結果、各裁判官および個々の事例によっても異なり、さらには時代によっても変化し得る多様な価値観を反映しており、それらについての近代的/イスラーム的といった線引きが難しいことを明らかにした。

以上の研究の一環として、「子ども保護法」制定にも貢献したカルタゴ大学名誉教授・元国連子どもの権利委員会副委員長のハーテム・コトラーン氏を招聘し、日本の法律家を交えて、子どもの権利保護に関するチュニジアと日本の法・制度および課題に関する国際比較シンポジウムを東京大学(2023年9月3日)および大阪大学(同5日)で開催した。

(3) トルコ(村上)

村上は、トルコの家族・ジェンダー規範と個人の福利や権利の相克について考察した。法制度的には、同国は他のムスリム諸国の中で際立って世俗的であり、家族法もシャリーアの影響下に置かれることなく、スイス民法典を範とする民法典(1926制定)に組み込まれた。同法は一夫多妻制を禁止し、夫の専権であった離婚の請求権を妻にも等しく認める等によりシャリーアを廃止し、2001年の法改正ではさらに男女の平等化を進めた。にもかかわらず、同国では夫が妻子を扶養し、妻は育児・家事に専念すべきであるとの性的分業意識や、女性の性的名誉という概念に基づく男女隔離の考えが根強い。

以上に基づき、同国における不妊治療の現状に着目した。同国では上述のような家族・ジェンダー規範の下、結婚して子をもうけることが当然とされ、不妊を指すクスルという語は男性ないし女性としての欠損という侮蔑的なニュアンスをもつ。また血縁関係が重視されるために、伝統的にもシャリーアで禁止されていた養子縁組は普及していない。そのため、同国では第三者による精子・卵子の提供や代理出産の禁止により配偶者間に限定する形で生殖補助医療が奨励され、近隣諸国からの医療ツーリズムを呼びこむほどさかんになっている。村上はこのことが特に高学歴ミドルクラスのキャリア女性に与える影響として、家族という社会的な福利とキャリアを含む自分らしい生き方における個人の福利の相克と、そこでの選択を宗教的に正当化する傾向を明らかにしつつ、いまだ例外的ではあるものの、子どもをもつことの意義を問い直す新しい価値観が生まれつつあることを指摘した。

村上に加えて、社会的・経済的变化に伴う女性の労働力化の進行と職種の多様化についても明らかにしている。

(4) イラン(細谷)

医療従事者でもある細谷は、イランにおける患者の知る権利に始まり、同国の医療や関連する様々な制度・社会活動における福利の実践的意義を分析した。

細谷はまず、医療・福祉分野における慈善活動に着目した。そもそも同国ではイスラームの名の下に慈善・ボランティア活動がさかんであり、医療関連職も宗教的な慈善行為と結びつけられることが多い。福祉政策はこうした一般の慈善活動が行われることを前提に設計されているといえる。すなわち、教育・福祉分野の行政機関には「人々の参加部門」があり、ここでワクフ(シャリーアにおける寄進制度)や寄付・ボランティア活動が広報・推進されることにより、これら無償の社会奉仕活動が実質的に同国のセーフティネットとして機能すると共に、様々な形の社会的な結合を生み出している。ただし、この活動は私的なものだけでなく、公的なプロジェクトとして組織・運営されることもある。細谷は、シャリーアで定められる義務または任意の喜捨に代わる労働奉仕、革命防衛隊等の政府機関による社会貢献活動、障がいや特定の疾患を有する人々による自身の権利擁護運動としての互助的なボランティア活動という性質の異なる活動に着目し、それぞれにおける個々人の現世的な福利と宗教的ないし社会的な福利の関係性の相違を明らかにした。

このうち特にと関連して、細谷はイスファハンにおけるろう・難聴者の就労状況についてのコロナ禍前の調査を基に、男性に比べて女性の就労率が著しく低いこと、男女とも低収入で経済的に困窮していることを明らかにしている。

以上の研究と関連して、世界諸国の病院・学校・軍隊・企業等で心のケアに従事するチャ

プレンの国際的な比較研究の場として細谷等が組織するチャプレン研究会の第3回研究会として、イランにおけるスピリチュアルケアの第一人者であるルーホッラー・ムサヴィザーデ博士(イスファハン医科大学)による講演会「イスファハン緩和ケアチームにおける実践とスピリチュアルケア実践者養成について」を共催した。

(5) イスラーム法学(堀井, 小野)

堀井は、シャリーアによる弱者救済の枠組みに着目し、2点を明らかにした。第1は、イスラーム法学における「神の権利」と「人間の権利」という分類の意味である。

従来の研究においては、この分類は公法(神の権利)と私法(人間の権利)の区別またはそれに類するものと理解され、かつその具体例としては刑罰に関する両者の区別のみが認知されていた。だが、スンナ派四法学派の法学書を精査すれば、シャリーアの財産法や家族法においても「神の権利」が議論されており、それらの事例の分析から、「神の権利」は近代法にいう強行法規(当事者の意思に関わらず強制的に適用される法規)、「人間の権利」は任意法規(当事者の意思によって適用を排除できる規定)と解するべきであることがわかる。その性質上、公法は強行法規、私法は任意法規を中心とするが、私法においても公序良俗に反する契約を無効とする等の強行法規が存在する。シャリーアにおいては、特に弱者の権利の救済を目的とする「神の権利」の事例を多数確認することができた。例えば、夫により撤回の余地なく離婚された女性は、四法学派の多数説によれば元夫の子を妊娠していない限り、待婚期間中の扶養請求権を認められない代わりに、「神の権利」として居住権を付与され、これは本人の放棄によっても失効することはない。

第2に、堀井は実体法だけでなく訴訟法にも着目し、イスラーム法学における既判力理論の発達を考察した。既判力とは、裁判の内容について確定した判決の判断が以後当事者間の法律関係の基準となる効力を指す。その目的は法的安定性を確保し、ひいては権利を保護することにある。イスラーム法学における既判力に関する先行研究は乏しく、その中ではシャリーアの判決は容易に破棄され得るとの誤った認定に基づき、既判力という概念が未発達であるという主張が見られた。しかし、堀井はイスラーム法学においては逆に、ひとたび言い渡された判決は破棄されないのが原則であり、その既判力は、「効果判決」の効力という論点として議論されたことを明らかにした。

効果判決とは、審判の対象たる法律行為の有効要件の完全な立証に基づき、その有効性を宣言する「有効判決」に対置され、「効果を判決する」といった文言により、当該法律行為の効果の発生を認める判決である。この種の判決は、立証に多少の不備があっても、原告の権利を保護するのが相当であると認められる場合に必要とされるようになり、その是非はこの論点をめぐる専論が集中するマムルーク朝期(1250-1517)からさかんに議論されるようになったと考えられる。それは四法学派の裁判官が等しく参与する同朝の司法制度の下、学派の異なる裁判官の間で互いの効果判決の既判力を軽視する風潮が見られたことに起因するようである。現存する専論は全て効果判決の既判力を支持するもので、その学説の発展につれて有効判決というカテゴリーは実益を失い、効果判決が標準的な判決とされるようになり、また判決にいう「効果」は当該法律行為の効果そのものではなく、審判の対象と関連づけられることで、既判力理論が精緻化していった。マムルーク朝期と異なり、ハナフィー派が公式の法学派として優勢となった16世紀以降のオスマン帝国では、効果判決の論点はより明確に「訴えなければ判決なし」の原則と結びつけられていく

小野は、子どもの位置づけについて考察し、シャリーアが子どもに独立の人格を認めて権利を付与していること、子どもの福利を個別具体的に認定していることを明らかにした。シャリーアでは、子どもを指す言葉は複数用いられているが、法的には未成年者と同義である。ここで成年、未成年の区別は主として肉体的成熟の有無が基準とされ、補助的に年齢が基準とされる(学説によって異なるが、男女別に15-18歳)。親子関係は基本的に父子関係として定義され、父性の認定は子にとっての権利・利益となる。子の扶養は父の義務とされる一方、後見(婚姻後見・財産後見)の権利も父に属し、特に女子は多数説によれば成年後も父の婚姻後见到に服する。後見制度は言うまでもなく被後見人の利益の保護を目的とするが、何が子どもにとっての利益かは、男女や成年・未成年の別だけでなく、さまざまなケースに応じて判断される。子の授乳や監護は、一般的に実母が行うのが子の最善の利益とされるが、必ずしも義務とされるわけではなく、逆に母以外の者に委ねることが子の利益とされる場合もある。以上の規定が現代チュニジア法でどのような変容を被ったかについては、上記(2)の研究の中で考察が示されている。

小野はまた、イスラーム法学上の性差の定義の特色について考察し、儀礼行為、婚姻、相続等の様々な領域における両性具有者(男性・女性双方の外性を有する者や男女のいずれ

とも判断できない者)に関するハナフィー派とシャーフイー派の議論を分析し、この問題に関する法学説の形成過程の解明を試みた。

以上の研究の一環として、上智大学イスラーム研究センター「中東の『公共性と福利』研究会」との共催による研究報告会として、「中近世エジプト都市の慈善と救貧」(報告者:長谷部史彦氏/慶応大学文学部,2021年9月26日)、「近世オスマン帝国都市の慈善と救貧」(報告者:藤木健二氏/慶應義塾大学,2022年1月13日)を開催し、ワクフ等のシャリーアに基づく社会福祉・慈善活動の歴史的な実態の一端を明らかにした。

また、科学研究費補助金基盤(A)「イスラーム・ジェンダー学と現代的課題に関する応用的・実践的研究」(代表:長澤栄治)との共催により、現代におけるシャリーアの適用実態とそこでの制定法と慣習法の関係やジェンダー問題に焦点を当てたセミナーを開催し、岩崎が招聘したミリアム・アバブサ氏(フランス近東研究所)による基調報告「ヨルダンにおける女性の土地相続権および慣行」とこれをふまえた討論が行われた。

全体の成果に相当するものとしては、小野仁美・細谷幸子・堀井聡江・森田豊子『中東イスラーム圏における社会的弱者の権利を考える』(SIAS Working Paper Series 33, 上智大学イスラーム研究センター,2021),竹村和明編著『イスラーム・ジェンダー・スタディーズ6 うつりゆく家族』(明石書店,2023),岩崎えり奈/岡部真幸編著『イスラーム・ジェンダー・スタディーズ8 労働の理念と現実』(明石書店,2024)が挙げられる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計12件（うち査読付論文 10件 / うち国際共著 4件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 小野, 仁美	4. 巻 82
2. 論文標題 イスラーム家族法とフェミニズム—チュニジアの相続規定をめぐる多様な立場	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 史苑	6. 最初と最後の頁 79, 94
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Ono, Hitomi	4. 巻 56
2. 論文標題 The Concept of Family in the Thought of Ibn Ashur: Islamic Traditions and Modern Patriarchy	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Orient: Journal of the Society for Near Eastern Studies in Japan	6. 最初と最後の頁 69, 90
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Hosoya, Sachiko	4. 巻 13
2. 論文標題 Wishes, Choices and Experiences in Marriage and Reproduction of People with Genetic Diseases: An Example of People with Thalassemia Major in Iran	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Ars Vivendi Journal	6. 最初と最後の頁 2, 27
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 堀井, 聡江	4. 巻 93
2. 論文標題 スンナ派イスラーム法学における既判力論争の展開 マムルーク朝期を中心に	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 西南アジア研究	6. 最初と最後の頁 1, 23
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Kashiwagi, Kenichi, Erina Iwasaki	4. 巻 32(1)
2. 論文標題 Effect of agglomeration on technical efficiency of small and medium sized garment firms in Egypt	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 African Development Review	6. 最初と最後の頁 14, 26
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 Kimura, R., Iwasaki, E, Matsuoka, N.	4. 巻 12(8) 1264
2. 論文標題 Analysis of the recent agricultural situation of Dakhla Oasis, Egypt, using meteorological and satellite data	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Remote Sensing	6. 最初と最後の頁 1, 18
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.3390/rs12081264	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 Iwasaki, E., Elbeih, S., Shalaby, A., Khedr, H., Zaghloul, E.A.	4. 巻 5(61)
2. 論文標題 Wells and land use changes in Dakhla Oasis (Egypt) using geospatial analysis. A case study of Rashda village	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Euro-Mediterranean Journal for Environmental Integration	6. 最初と最後の頁 1, 14
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1007/s41207-020-00202-x	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 細谷, 幸子	4. 巻 8
2. 論文標題 イランのスピリチュアルケアの現状	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 グリーンケア	6. 最初と最後の頁 195, 208
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 細谷, 幸子	4. 巻 169
2. 論文標題 イランの新型コロナウイルス感染症パンデミック下における献血の減少	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 コミュニティ	6. 最初と最後の頁 80, 85
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 Horii, Satoe	4. 巻 81
2. 論文標題 Haqq Allah/al-abd as aandatory/directory rule in Islamic jurisprudence: A study of Sunni private law	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Memoirs of the Research Department of the Toyo Bunko	6. 最初と最後の頁 77, 97
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.24739/0002000439	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 井堂, 有子, 岩崎, えり奈	4. 巻 63(3)
2. 論文標題 エジプトの食糧不安 対外依存と都市の脆弱層、食糧補助金制度を中心に	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 アジア・アフリカ研究	6. 最初と最後の頁 2, 24
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Kenichi Kashiwagi, Erina Iwasaki	4. 巻 58(1)
2. 論文標題 Industrial Linkage, Vertical Integration and Firm Performance: Evidence from Textile and Garment Industry in Egypt	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 Quality & Quantity	6. 最初と最後の頁 803, 828
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計11件（うち招待講演 3件 / うち国際学会 2件）

1. 発表者名 岩崎, えり奈, 柏木, 健一
2. 発表標題 エジプト西部砂漠オアシス社会における農家戦略としての沙漠・地下水開発
3. 学会等名 第32回日本砂漠学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 小野, 仁美
2. 発表標題 イスラーム家族法とフェミニズム—チュニジアの相続規定をめぐる多様な立場
3. 学会等名 2021年度立教大学史学会大会 公開講演会（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 細谷, 幸子
2. 発表標題 イランのろう者 手話に関する情報
3. 学会等名 イラン学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 堀井, 聡江
2. 発表標題 効果判決と有効判決 イスラーム訴訟法における既判力
3. 学会等名 日本中東学会第37回年次大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 村上, 香
2. 発表標題 『親になって一人』とのつきあい方ー不妊治療が映し出す夫婦のかたち
3. 学会等名 「現代中東地域研究推進事業」全拠点主催シンポジウム「現代中東理解のための5つの視角」(招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 小野, 仁美
2. 発表標題 21世紀におけるマカースイド・シャリーア理論の展開
3. 学会等名 日本中東学会第36回年次大会特別研究集会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 村上, 香
2. 発表標題 不妊治療の時代の中東 - 家族をつくる、家族を生きる -
3. 学会等名 宇都宮大学国際学部ウェブセミナー(招待講演)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 井堂, 有子, 岩崎, えり奈
2. 発表標題 エジプトにおける食糧「危機」が直撃する脆弱層の台所 家計調査データにみる
3. 学会等名 国際開発学会第33回全国大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 小野, 仁美
2. 発表標題 イスラーム法における男女間の身体的な性差をめぐる記述
3. 学会等名 ジェンダー史学会第19回年次大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Erina, Iwasaki
2. 発表標題 Food security and Poverty in Egypt
3. 学会等名 4th International Conference on Japanese Studies, "Economic Growth, Social Inclusion and Environmental Protection in Africa: Lessons from Japanese Development History", (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Sachiko, Hosoya
2. 発表標題 The Middle Eastern Diasporas in East Asia (パネル企画)
3. 学会等名 Commission on Anthropology of the Middle East (国際学会)
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計5件

1. 著者名 Iwasaki, Erina, Abdelazim, Negm, Salwa, Elbeih eds.	4. 発行年 2021年
2. 出版社 Springer	5. 総ページ数 283
3. 書名 Sustainable Water Solutions in the Western Desert, Egypt: Dakhla Oasis.	

1. 著者名 大河原, 知樹, 堀井, 聡江, シャリーアと近代研究会	4. 発行年 2022年
2. 出版社 東北大学大河原知樹研究室	5. 総ページ数 91
3. 書名 オスマン民法典(メジェッレ)の研究: 訴訟編・人証及び法廷宣誓編・司法編	

1. 著者名 小野仁美, 細谷幸子, 堀井聡江, 森田豊子	4. 発行年 2021年
2. 出版社 上智大学イスラーム研究センター	5. 総ページ数 111
3. 書名 中東イスラーム圏における社会的弱者の権利を考える	

1. 著者名 長沢 栄治, 岩崎 えり奈, 岡戸 真幸	4. 発行年 2024年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 272
3. 書名 労働の理念と現実	

1. 著者名 姫岡 とし子, 久留島 典子, 小野 仁美(編)	4. 発行年 2023年
2. 出版社 大阪大学出版会	5. 総ページ数 284
3. 書名 「社会」はどう作られるか?	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	村上 薫 (Murakami Kaoru) (00466062)	独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所・新領域研究センター ジェンダー・社会開発研究グループ・研究グループ長代理 (82512)	
研究分担者	岩崎 えり奈 (Iwasaki Erina) (20436744)	上智大学・外国語学部・教授 (32621)	
研究分担者	小野 仁美 (Ono Hitomi) (20812324)	東京大学・大学院人文社会系研究科(文学部)・助教 (12601)	
研究分担者	細谷 幸子 (Hosoya Sachiko) (60516152)	国際医療福祉大学・成田看護学部・教授 (32206)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計2件

国際研究集会 国際シンポジウム「子どもの権利条約と『子の利益』 チュニジアと日本の事例」	開催年 2023年～2023年
国際研究集会 国際セミナー「子どもの権利条約と子どもを保護する法 チュニジアと日本」	開催年 2023年～2023年

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関		
チュニジア	カルタゴ大学		